

平成31年度(平成30年分) 町県民税(兼国民健康保険税)申告のお知らせ

平成30年1月1日から12月31日までの1年間の収入・所得・各種控除について、期限までに申告してください。

申告期間 2月18日(月)～3月15日(金)まで
※土日・祝祭日は除く

申告会場 町民交流センター 会議室
(役場庁舎内)

受付時間 9:00～10:30、13:30～15:30

※申告内容によっては、受付順番が前後することがあります。
※混み具合により早めに受付を終了する場合があります。

申告に必要なもの

- ①印鑑(認印可)
※代理申告の場合は、本人及び代理人の方の印鑑が必要です。
- ②平成30年中の収入を証明する書類
(源泉徴収票・給与明細書・収支内訳書等)
- ③営業・農業・漁業・不動産所得がある方は、収支確認ができる全ての書類
- ④社会保険料・生命保険料・地震保険料等の支払証明書(納付証明書や控除証明書等)
- ⑤障害者手帳・療育手帳・精神保健手帳・障害者控除対象者認定書等(障害者控除を適用する場合)
- ⑥A医療費控除の明細書または領収書
Bセルフメディケーション税制の明細書と健康診査等の受診を証明できる書類(A・Bどちらか選択適用)
※詳細については、国税庁ホームページ「H30年分確定申告特集(準備編)」をご覧ください。
- ⑦預貯金通帳や口座確認ができるもの
(所得税の還付申告を受け付ける際に必要です)
- ⑧マイナンバーカードまたはマイナンバー通知カードと身分証明書(顔写真付のもの)

指定年月日	指定行政区
2月18日(月)	幸地・幸地高層住宅・幸地ハイツ
2月19日(火)	棚原
2月20日(水)	千原
2月21日(木)	上原
2月22日(金)	翁長(500番地までの方)
2月25日(月)	翁長(上記以外の番地の方)
2月26日(火)	小那覇
2月27日(水)	兼久・東崎
2月28日(木)	我謝
3月1日(金)	平園
3月4日(月)	与那城
3月5日(火)	池田・小波津団地
3月6日(水)	津花波・呉屋・西原台団地
3月7日(木)	森川・坂田
3月8日(金)	美咲・西原ハイツ
3月11日(月)	徳佐田・小橋川
3月12日(火)	小波津・桃原
3月13日(水)	安室・西原団地・坂田高層住宅
3月14日(木)	掛保久・内間団地
3月15日(金)	内間・嘉手苺

※どうしても指定日に来れない場合は別日でも受付します。

スムーズな申告へのご理解・ご協力をお願いします。

※前年度の最終週は大混雑となりました。指定日での申告をお願いします。

事前に計算または明細書・収支内訳書を作成ください!! 計算・作成されていない場合は作成後の受付になりますのでご了承ください。

- 医療費控除の領収書の計算または明細書の作成
- 営業・農業・漁業・不動産所得等の収入及び必要経費を項目ごとに計算または収支内訳書の作成

期限後の受付を停止します!! 申告受付停止期間 3月18日(月)～5月31日(金)

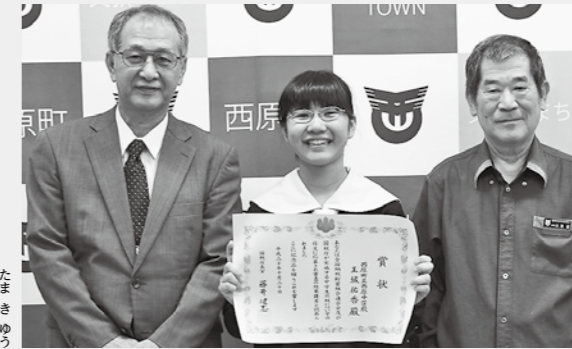
申告期間中の入院や出張等やむをえない理由がある場合をのぞき、上記の間申告受付を停止します。期間内申告にご理解・ご協力をお願いします。

町県民税申告が必要ない方

- ① 税務署で確定申告書を提出する方
- ② 給与収入が1ヶ所のみで、勤務先から西原町に給与支払報告書が提出されている方
- ③ 年金収入のみで、収入金額が148万円未満(65歳以上)、もしくは98万円未満(65歳未満)の方
- ④ 未成年や所得がない方で、町内在住の納税者の扶養親族として申告されている方(被扶養者となっている方)
※ 町外在住の納税者の扶養親族となっている方は「扶養されている旨」の申告が必要になります。

【お問い合わせ】 総務部 税務課 町県民税係 ☎ 945-4729

2018年度税に関する作文 国税庁長官賞受賞



西原中学校比嘉嘉栄真校長と佑香さん

西原中学校3年生の玉城佑香さんが町役場を訪れ、2018年度税に関する作文(国税庁・全国納税貯蓄組合連合会主催)で国税庁長官賞を受賞したことを報告しました。同コンクールには全国から59万作品の応募がありました。作文では「税によって救われた命」をテーマとし、自身の先生の言葉から学んだ税の大切さについて書きました。大瀧教育長は、「着眼点とその素直な心が素晴らしい」と讃えました。

税によって救われた命

国税庁長官賞
玉城 佑香(西原中3年)

「もう一つ、命をもらったような気分でした」
ある時、先生はそう語りました。先生はいつも明るく、元気で、私たちがいつも笑顔にしてくれる人です。

「税金があったから、私はここにいられる」
この話を聞いた時、私は理解することができませんでした。それは、税は私たちの負担でしかない、と思っていたからです。しかし、先生の話を聞いていくうちに、この考えは間違っていると気がきました。

税がなかったら、私は先生に出会うことは出来ません。なぜなら、先生は税金によって救われた人だからです。
先生は昔、腎臓の病気を患いました。治療法は、腎移植しかありませんでした。治療法は、腎移植しかありませんでした。悩んだ結果、妹の「一緒に長生きしよう」という言

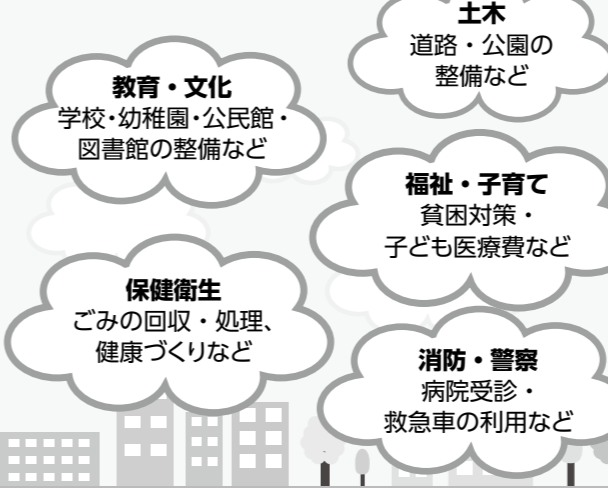
葉に押されて、妹の腎臓をもらって、腎移植することを決断しました。腎移植を受ける際の医療費は、移植した月で400、500万程度かかるとされています。私たちがとって、払える額ではありません。しかし、健康保険が適用されるため、先生の移植した月の自己負担額は、1万円です。先生は喜んで、お坊さんの所だったといわれたそうです。失っていたかもしれない命を、税で救われたのです。「そう思うと毎日楽しい」と、いつも元気で、私たちに接してくれました。

先生も私たちも、いつも笑顔で過ごすことができています。
税は、先生や私たちに、たくさんの良いことを与えてくれました。心の底から感謝しています。税金は、私たちに、なくてはならない重要な、必要不可欠なものなんだと感じました。先生以外にも、税金によって救われた人は、たくさんいると思います。私たちが日頃納めてきた税金が、巡り巡ってたくさんの命を救い、私たちの生活を豊かなものにしていてくれると思います。

多くの人の命を救っている、税金のありがたさを実感し、これから進んで税を納めていきたいと思えました。そして、税に対してマイナスのイメージを持っている人に、税の良さを伝えていきたいです。皆で、喜んで税金を納めあって、より豊かで便利な生活が過ごせる日本にしていきたいです。

あなたの納める税金がこんなところにいきっています

皆さんに納めていただいた税は、ごみなどの保健衛生、道路・河川・公園の整備、消防・防災対策、教育・文化、福祉サービスの提供などさまざまな施策に使われています。



アプリ「マチイロ」で広報にしはらがスマホ・タブレットでいつでもどこでも読めます!

マチイロ
マチを好きになるアプリ

広報にしはら 配信中

アプリの使用は無料ですが、通信料はご利用者負担となります。